

# 第5回 伊勢市バリアフリー・マスター・プラン策定協議会

令和2年8月27日(木) 午後1時30分～

## 目 次

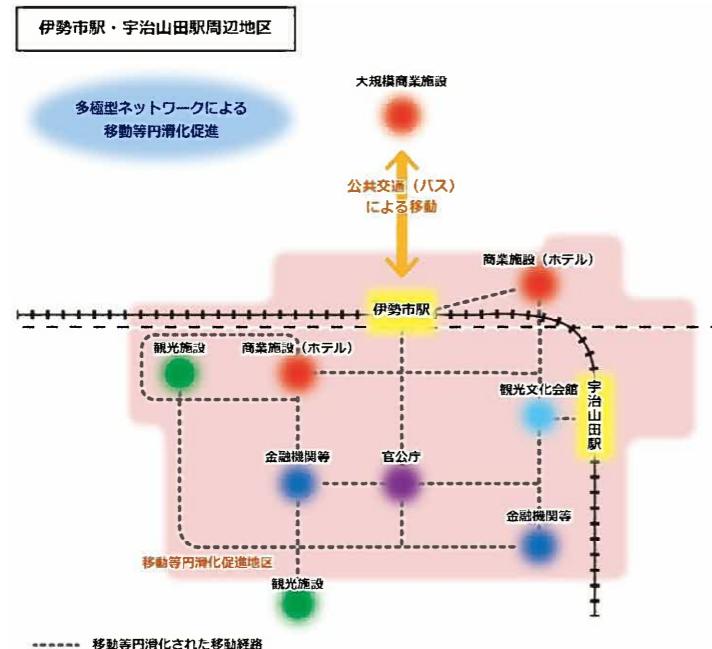
【1】 本市の移動等円滑化促進地区等 .....	1
1. 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区 .....	1
2. 二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区 .....	2
3. 各地区における移動等円滑化の促進に向けた取り組み.....	3
【2】 行為の届出等 .....	4
1. 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における届出制度の対象範囲 .....	4
2. 二見浦駅周辺地区における届出制度の対象範囲 .....	4
3. 五十鈴川駅周辺地区における届出制度の対象範囲 .....	4
【3】 情報の収集、整理及び提供 .....	5
1. バリアフリーマップの作成・活用 .....	5
2. 多様な情報提供手段の普及 .....	5
【4】 移動等円滑化の促進に関する関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する協力の確保..	7
1. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進 .....	7
2. 心のバリアフリーに対する理解を深めるための取り組み.....	7
【5】 その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進 .....	10
【6】 移動等円滑化促進方針の評価 .....	10
1. 計画の期間 .....	10
2. 移動等円滑化促進方針の評価 .....	11
【7】 今後のスケジュールについて .....	12



## 【1】本市の移動等円滑化促進地区等

## 1. 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区

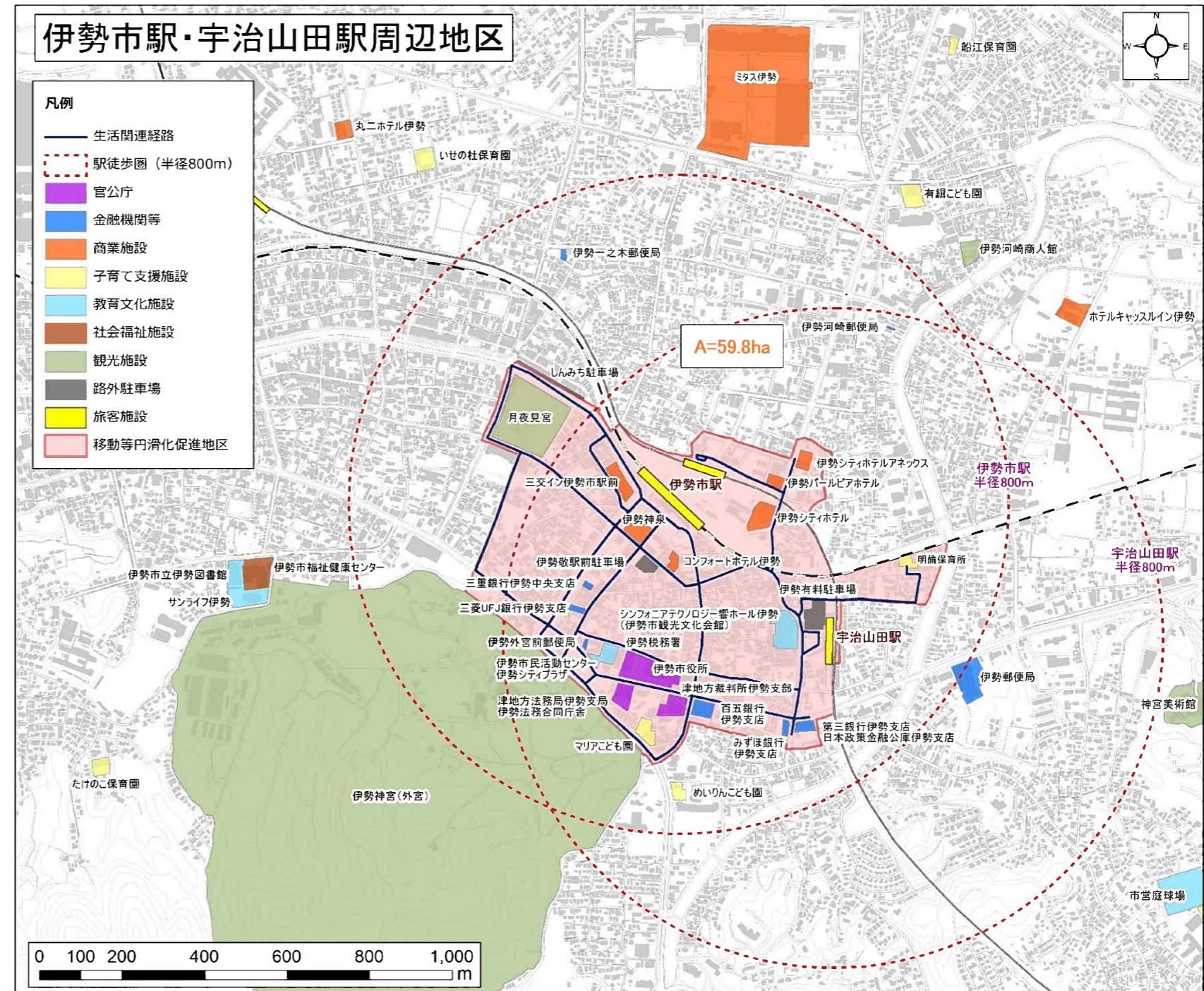
本市における移動等円滑化促進地区に関する考え方を踏まえて、下記のように伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区(案)及びそれに付随する生活関連施設・生活関連経路(案)を設定する。伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区は本市の交通結節拠点であり、中心市街地でもあることから多数の公共・公益施設が立地していると同時に、社会福祉法人等が運営する小規模な社会福祉施設等や、生活に密接した商業施設が立地している地区である。また伊勢市駅周辺には複数のホテルなども立地しており、神宮(外宮)にも近く来訪者が多数訪れることから、伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区では市民の生活を考慮するとともに、来訪者の観光動線も考慮した地区とする。



分類	路線名
一般県道	宇治山田港伊勢市停車場線
主要地方道	鳥羽松阪線
主要地方道	伊勢磯部線
主要地方道	伊勢南島線
市道	北口線
市道	岡本吹上線
市道	岡本岩渕3号線
市道	外宮参道線
市道	本町宮川堤線
市道	世木社文庫線
市道	岩渕線
市道	外宮二見線
市道	宮後1丁目1号線
市道	藤社御園線
市道	吹上2丁目6号線
市道	吹上2丁目7号線
市道	岩淵吹上4号線
市道	神路線

## 【生活関連施設】(案)

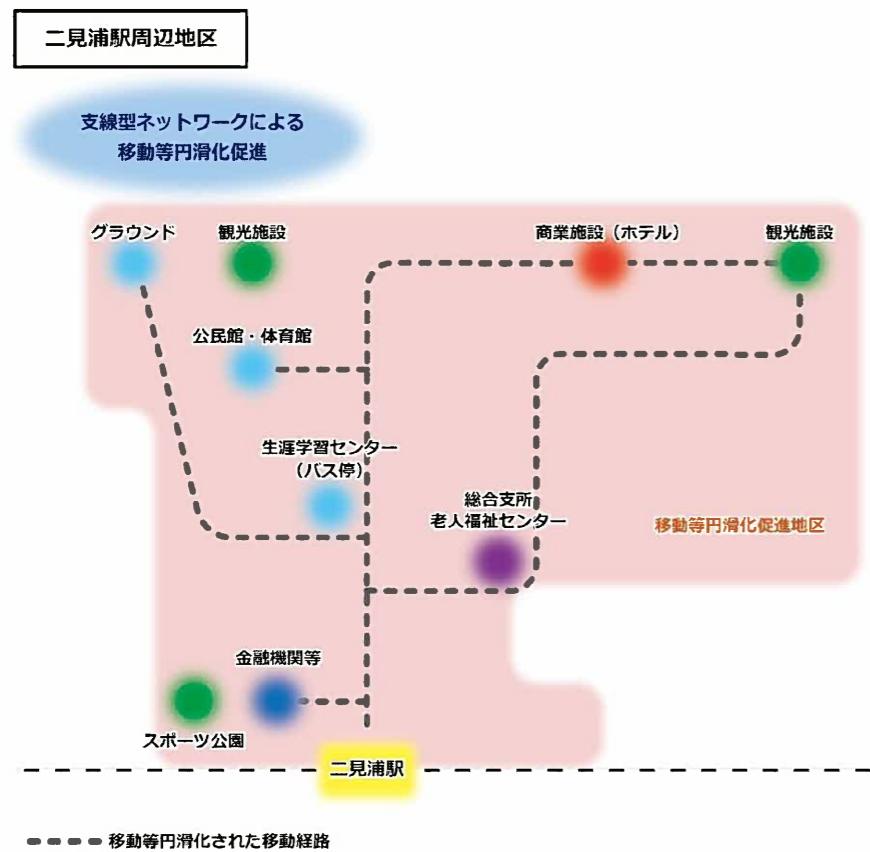
種類	施設名
官公庁	伊勢市役所
	津地方裁判所伊勢支部
	津地方法務局伊勢支局
	伊勢税務署
	伊勢法務合同庁舎
金融機関等	第三銀行伊勢支店
	みずほ銀行伊勢支店
	百五銀行伊勢支店
	日本政策金融公庫伊勢支店
	三菱UFJ銀行伊勢支店
	三重銀行伊勢中央支店
	伊勢外宮前郵便局
商業施設	伊勢神泉
	伊勢シティホテルアネックス
	伊勢パールビアホテル
	伊勢シティホテル
	コンフォートホテル伊勢
	三交イン伊勢市駅前
子育て支援施設	マリアこども園
	明倫保育所
教育文化施設	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 (伊勢市観光文化会館)
	伊勢市民活動センター
	伊勢シティプラザ
観光施設	月夜見宮
路外駐車場	伊勢敬駅前駐車場
	伊勢有料駐車場



※徒歩圏 800m:立地適正化計画(「都市構造の評価に関するハンドブック」における徒歩圏)

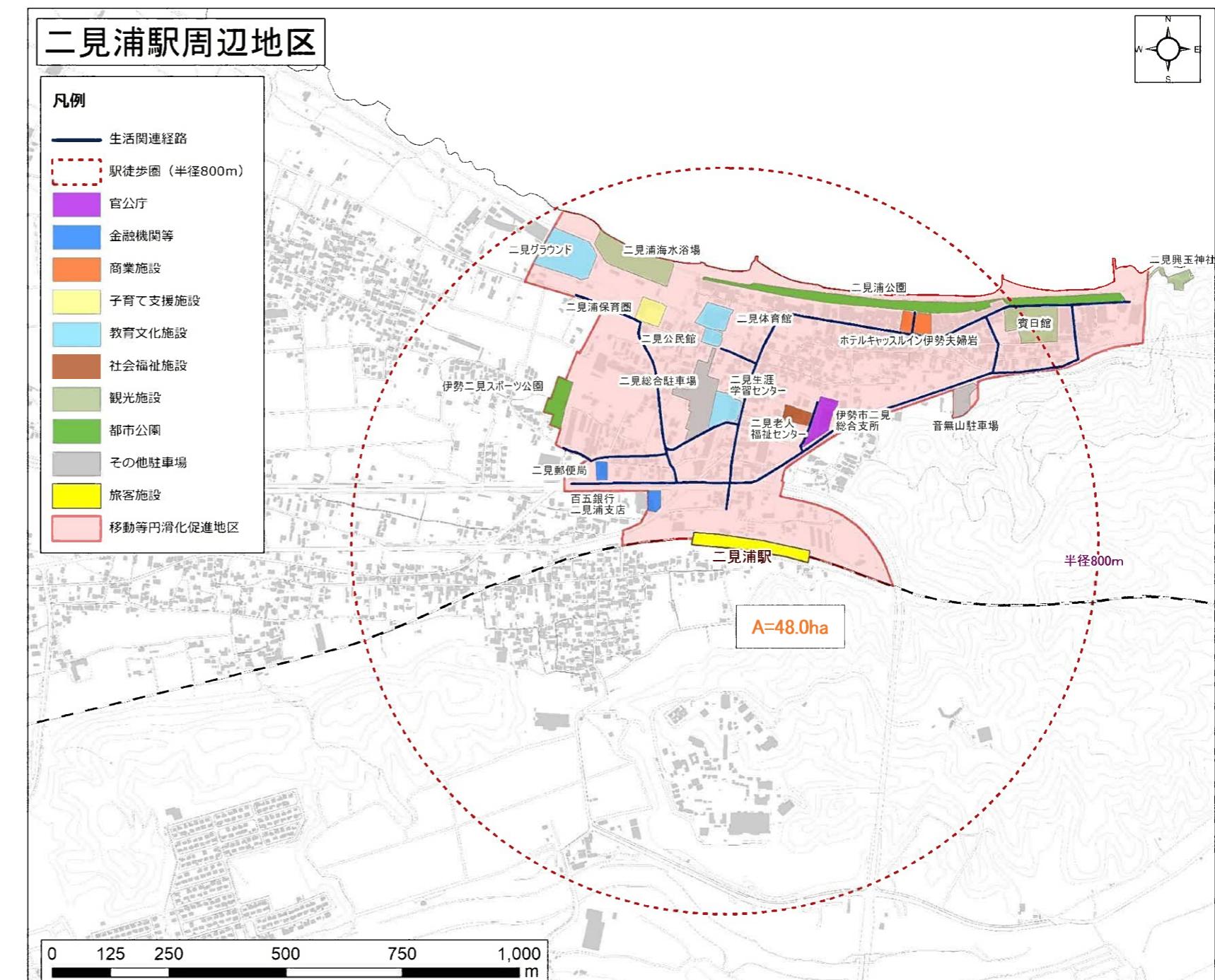
## 2. 二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区

本市における移動等円滑化促進地区に関する考え方を踏まえて、下記のように二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区(案)及びそれに付随する生活関連施設・生活関連経路(案)を設定する。二見浦駅周辺地区は、伊勢市都市マスターplanにおいて観光交流拠点に位置付けられている。また、伊勢志摩国立公園や名勝二見浦にも指定されていることから、施設整備及び改修にあたっては配慮が必要な地域である。駅周辺には公民館や支所、社会福祉法人等が運営する福祉施設が立地しており、地域住民にとっても生活の拠点となりうる場所であることから、今後バリアフリー化を促進することにより、日常生活における移動円滑性の確保や、二見浦駅と観光施設間の周遊性への貢献を考慮した地区とする。



分類	路線名
国道	国道42号
市道	茶屋1号線
市道	茶屋2号線
市道	茶屋4号線
市道	茶屋8号線
市道	茶屋12号線
市道	茶屋17号線
市道	茶屋25号線
市道	莊5号線
市道	莊25号線

種類	施設名
官公庁	伊勢市二見総合支所
金融機関等	二見郵便局
商業施設	百五銀行二見浦支店
子育て支援施設	二見保育園
教育文化施設	二見生涯学習センター 二見公民館 二見体育館 二見グランド
社会福祉施設	二見老人福祉センター
観光施設	賀日館 二見浦海水浴場
都市公園	二見公園 伊勢二見スポーツ公園
その他駐車場	二見総合駐車場 音無山駐車場



### 3. 各地区における移動等円滑化の促進に向けた取り組み

昨年度実施した「関連事業者、高齢者、障がい者団体などへのヒアリング」「住民アンケート」「まち歩き(現地確認)」などの結果や、バリアフリー整備ガイドライン(国土交通省)や三重県ユニバーサルデザイン条例、実際の利用者意見等を踏まえた形で、各地区における移動等円滑化の促進に向けた取り組みを下記のように整理した。

取り組み項目※	
<b>道路</b>	
➤ 車いす利用者や視覚障がい者の利用を考慮した歩道の平坦性の確保	
➤ 歩行空間の凹凸や段差、障害物(グレーチングの溝)などの解消	
➤ 経年劣化などによる歩道の凹凸の維持管理	
➤ 視覚障害者誘導用ブロックなどの設置や規格の統一	
➤ エスコートゾーンや歩行者用信号機音響装置の整備・点検	
➤ 歩道のない区間における安全な歩行空間の確保	
➤ 車いす利用者と視覚障がい者の双方を考慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置	
<b>建築物</b>	
➤ 施設の出入口の段差・勾配の解消	
➤ 車いす利用者が利用しやすいスロープ勾配や通路幅の確保	
➤ 車いす利用者や視覚障がい者に考慮した扉や建具の整備	
➤ 多機能トイレの整備	
<b>駐車場</b>	
➤ 障がい者専用スペースの確保と出入口までの動線の確保	
➤ 雨天時などでも濡れずに利用できるような経路の確保	
➤ 駐車場出入口と歩道の勾配の解消	
➤ 一般利用者へのマナー周知(健常者の障がい者専用スペース利用の自粛など)	
<b>公共交通</b>	
➤ トイレやエレベーター、乗車位置などの分かりやすい案内表示	
➤ 障がいの特性を踏まえた見やすい料金表や券売機の整備	
➤ 自動ドアやエレベーターなど駅構内の経路の確保	
➤ 多機能トイレや内方線などのバリアフリー設備の整備	
➤ 緊急ボタンなど緊急時の連絡手段、コミュニケーション手段の確保	
➤ バス停における目的地やダイヤなどの分かりやすい情報提供	
➤ バス停の上屋やベンチなど待機空間の整備	
➤ バス車両のバリアフリー化、乗り口と道路の段差解消	
<b>案内、情報提供</b>	
➤ 一方通行区間や自転車走行禁止エリアなど交通規制の分かりやすい標示	
➤ バス停位置など分かりやすい情報提供	
➤ 駅などの交通結節点における観光案内の拡充	
➤ 観光地などにおけるバリアフリー情報の事前発信	
➤ 障がいの特性を踏まえた見やすく、分かりやすい経路案内の整備	
<b>その他</b>	
➤ 不法占有(駐車・看板・自転車)などの解消のための住民マナーの向上	
➤ 心のバリアフリーに関する意識醸成	

※「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備マニュアル」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等を基準に取り組む

まち歩きにより確認した現地の状況(第3回協議会(令和2年2月6日開催)にて報告)

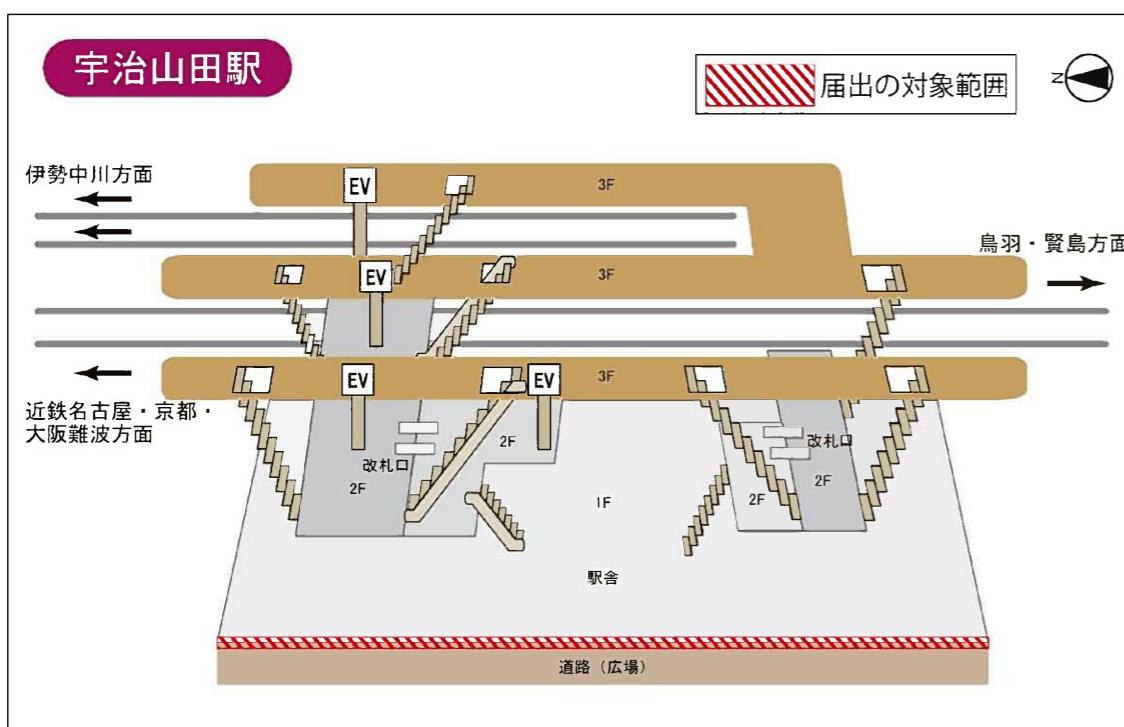
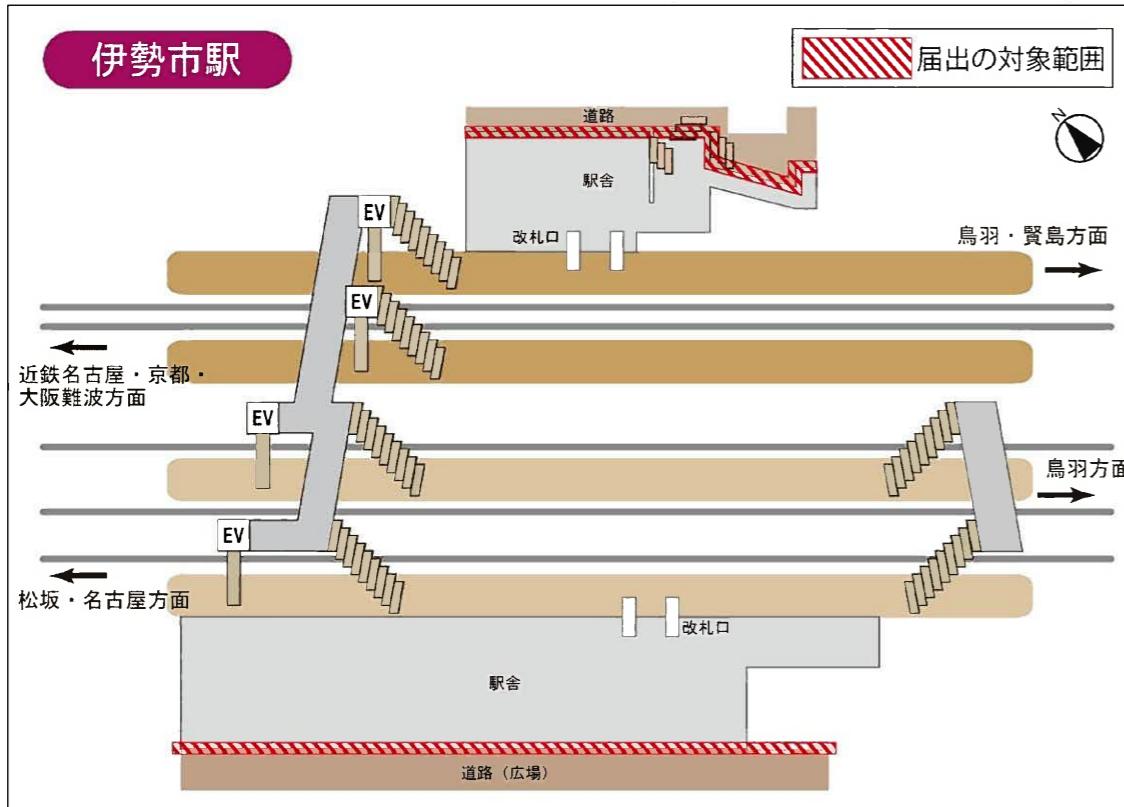


## 【2】行為の届出等

本マスターplanにおいて生活関連施設として位置付ける旅客施設について、バリアフリー法に基づく届出制度の対象範囲を設定する。なお、以下に示しているのは、道路と旅客施設の境界を表す模式図であることから、事業実施の際には、各駅において道路管理者と施設管理者が締結している協定による管理区分等を踏まえ、両者による協議のうえで、届出の対象とすべき範囲を確定するものとする。

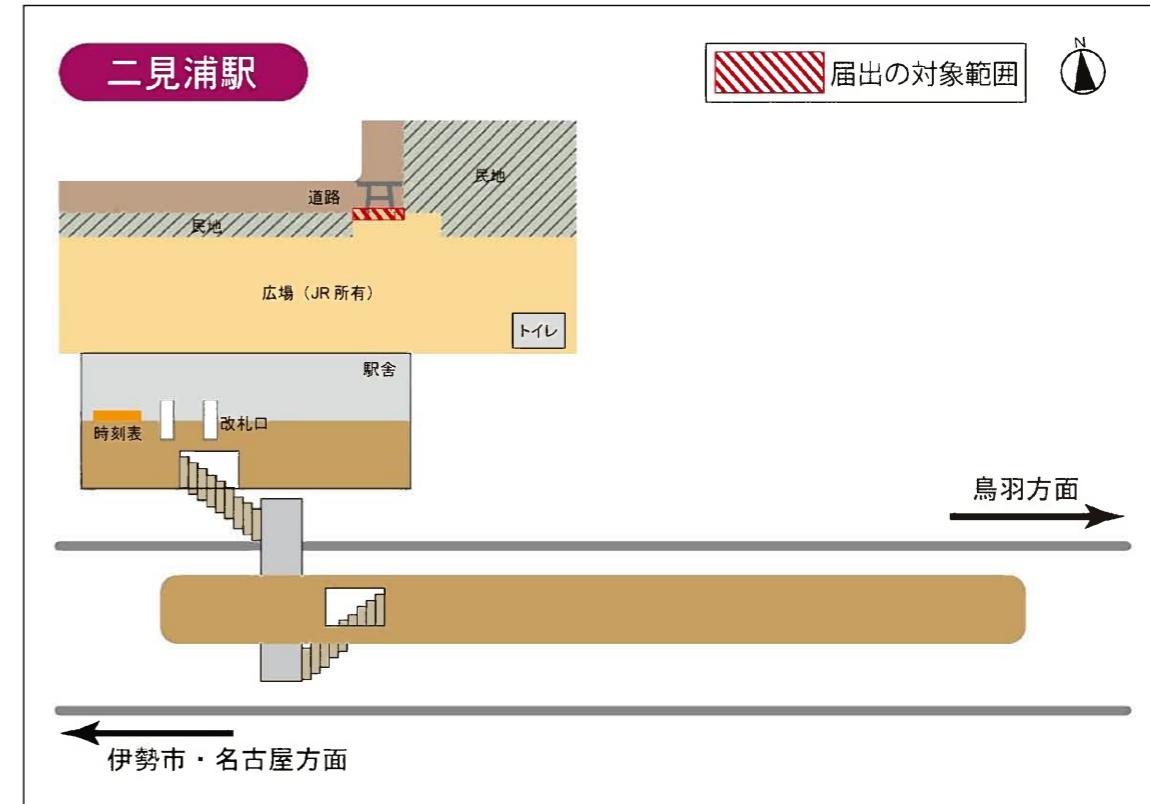
### 1. 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における届出制度の対象範図

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲は、以下の通りである。



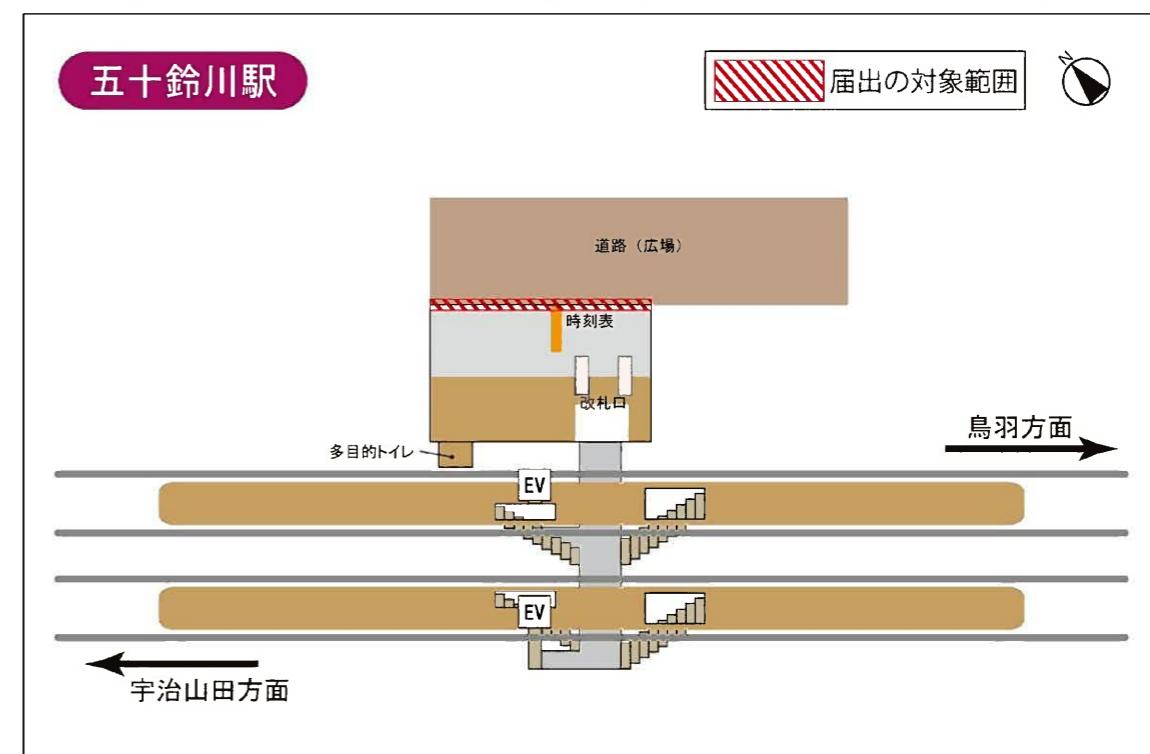
### 2. 二見浦駅周辺地区における届出制度の対象範囲

二見浦駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲は、以下の通りである。



### 3. 五十鈴川駅周辺地区における届出制度の対象範囲

五十鈴川駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲は、以下の通りである。



### 【3】情報の収集、整理及び提供

#### 1. バリアフリーマップの作成・活用

高齢者、障がい者等が利用可能な施設を選択できるようにするために、これらの施設が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的であることから、市は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、これを作成し、提供することが重要であるとされている。

本市では、障がいのある方やサポートが必要な高齢者の方々に観光を満喫してもらうため、観光バリアフリー情報を発信している。これらの情報更新や新たなバリアフリーマップの作成に向けて検討を進め、作成の際には、必要に応じて、各施設の管理者等に対してバリアフリー設備の有無等の情報提供を求めていく。

##### 《施設設置管理者等に提供を求める情報》

施設の情報	バリアフリー経路・出入口の状況・トイレ(多目的トイレ・オストメイト・大型ベッド等の有無) 等
経路の情報	点字ブロックの設置状況・音響式信号機の位置・急勾配や幅員が狭い等の危険箇所の明示 等
その他	店舗等のバリアフリー配慮の好事例 等

##### 《伊勢バリアフリー・マイマップ（伊勢市HP）》

「外宮参道」、「内宮前 おはらい町・おかげ横丁」周辺の店舗や施設の車いす対応トイレや入口の段差など、バリアフリー項目の検索機能で、必要な情報を落とし込んだカスタマイズマップをつくることができる。

##### 施設の検索によりバリアフリーの情報を提供

車いす対応トイレ	
場所	宇治山田万葉ホーム
手すり右	L字
手すり左	H字
温水洗浄便座	×
オスメイト	○
介護シート	×
ベビーシート	○
バリアフリー備考	近隣下りホームにトイレがある。北口からうなう改札すぐだが、JR側からだと、100mほど歩きを歩くことになる。

駅・バス・タクシー	
自由項目	近鉄、伊勢市駅利用で注意すること
バリアフリー備考	外観看板などとホームが違う場所からだとホームが違うエレベーターで上がり、JR側を100mほど歩きJR改札から出ることになる。 近鉄の北口から出て外観看板分離改札口になるので気を付けて。 近鉄北口を出たすぐタクシーが止んでいる。 スロープで降りられる、宇治山田駅の方が駅員が多い。

※伊勢市観光振興課

円滑な情報収集のため、バリアフリー法の規定では、マスターplanにバリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等に、各施設のバリアフリー化状況についての情報提供義務または努力義務が生じることとなる。(第 24 条)。

##### 《バリアフリー法における情報提供の位置付け》

公共交通事業者等及び道路管理者	義務
路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等	努力義務

#### 2. 多様な情報提供手段の普及

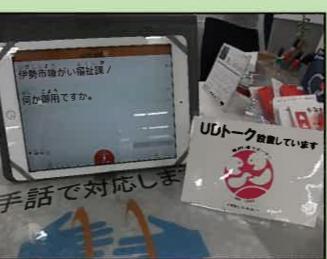
視覚障がい者や聴覚・言語障がい者等にとって、日常生活の場面における情報アクセスやコミュニケーションに対する保障や支援は、十分とはいえない。障害者の権利に関する条約(2006 年国連採択)では、手話や文字表示、触覚等、意思疎通のある形態、手段、様式を障がい者が自ら選択し、それによって、表現及び意志の自由についての権利行使することを確保する措置を取ることが規定されており、より一層の支援の充実が求められている。

情報アクセス・コミュニケーション施策としては、コミュニケーション支援ボードを活用するといった身近な取り組みから、情報提供装置や ICT を活用する等のハード整備と一体化した取り組みまで、様々な形態を考えられるため、ここに示すような取り組みを通じ、公共施設や旅客施設など高齢者や障がい者等が多数利用する施設における多様なコミュニケーションの手段の普及・促進を図る。

##### ■窓口等でのコミュニケーションツールの活用

窓口での対応、会議、イベント等の開催において、来訪者・参加者の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施する。

##### 《UDトーク》



UDトークは、聴覚障がいのある人等へのコミュニケーション支援アプリで、多言語翻訳等も可能である。

市では、窓口案内においてタブレット型端末を導入し、UDトークを活用することで、会話をリアルタイムに表示し、聴覚障がいのある人や外国人等とのコミュニケーションの充実を図っている。

※伊勢市障がい福祉課

##### 《遠隔手話通訳の導入》



各総合支所窓口において、端末を利用して遠隔手話通訳を受けられるようにし、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションの充実を図っている。

※伊勢市障がい福祉課

### ■コミュニケーション支援ボードの作成、配布、活用

話し言葉によるコミュニケーションに困難がある人たちが使いやすいコミュニケーション支援ツールの開発や地域での普及・活用を通じ、障がいのある方の社会参加及びそれに対する地域の人々の理解を深めていく啓発活動を進めます。

#### 《コミュニケーション支援ボード》

コミュニケーション支援ボードは、店員や障がい等により言葉によるコミュニケーションが困難な来店者が、ボードにある絵や文字を指すことにより意思疎通を円滑に行うためのツールである。

本市では、このボードの利用を通して、障がいのある人の社会参加の促進を図ることを目的とし、コンビニエンスストア用のコミュニケーション支援ボードを作成、市内全コンビニエンスストアに配布を行った。(コンビニエンスストア用ボードの導入は三重県初。)



※伊勢市障がい福祉課

### ■多様な情報伝達手段の整備

多様な手段による行政情報等の提供や多言語対応に取り組むことで、誰もが必要な情報を得られるよう、情報伝達におけるバリアフリー化を進める。

#### 《伊勢市防災総合システム》

市からの防災情報を、携帯電話やパソコンのメールに配信したり、FAXへ通知する防災情報配信サービス(登録制)を行っている。

※伊勢市危機管理課

#### 《多言語対応》

This is very important notice  
Kindly be advised to ask Japanese speaker to read this notice.  
这是重要的通知.请向懂日语的人问一问.  
É uma notícia importante.  
Por favor, pergunte à pessoa que pode entender Japonês para ver isso.

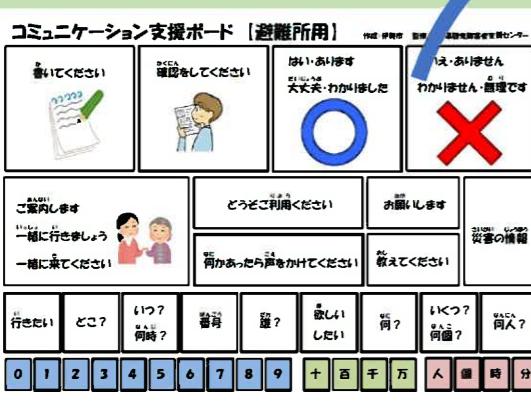
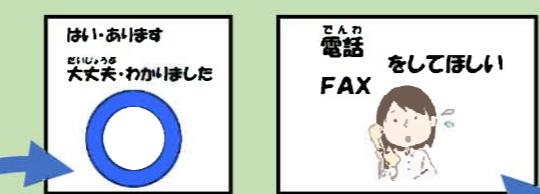
母子健康手帳、予防接種予診票、予防接種ガイドブックは、外国語表記のものを用意している。  
また、外国の方が来所された際は、市民交流課作成の生活ガイドや日本語教室の案内、相談窓口のチラシなどを渡し、情報提供に努めている。

※伊勢市健康課

#### 《災害時コミュニケーション支援ボード》

災害時にはコミュニケーション支援ボードの活用等によって、言葉によるコミュニケーションに困難がある方との意思疎通の強化を図る。

(市の指定避難所 53 カ所に配布済)



※伊勢市障がい福祉課

## 【4】移動等円滑化の促進に関する関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する協力の確保

### 1. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進

#### (1) 心のバリアフリーとは

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることが出来るようになるためには、施設整備(ハード面)だけではなく、障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について市民一人ひとりが関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようになる「心のバリアフリー」が重要である。

「心のバリアフリー」とは(ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より)

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障壁の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

### 2. 心のバリアフリーに対する理解を深めるための取り組み

#### (1) 市の取り組み

住民やその他関係者の心のバリアフリーに対する理解の増進と協力の確保を図るために行政や関係団体、移動等円滑化促進地区内の施設管理者等が、児童、生徒等への教育活動や、住民、職員等に対する啓発活動を継続して行っていくことが重要である。

市においては、以下の取り組みを通じて、心のバリアフリーの普及・啓発を推進していく。

#### ■高齢者や障がい者等の援助や配慮

心のバリアフリーに対する理解を深め、必要な援助や配慮を行うことで、高齢者や障がい者等が、安心して活動ができる環境を整えていく。

#### 《伊勢おもてなしヘルパー》



「伊勢たびナビの会」や「おもてなし基礎講座」など、障がいのある方や外国からの来訪者へのおもてなしについての講座を開催している。また、身体状況や高齢などにより伊勢神宮内宮(ないぐう)参拝が困難な方の「車いす介助」や「階段を上がるお手伝い」などを行い、参拝を実現させる有償ボランティアを実施している。

※伊勢市観光振興課

#### (2) 心のバリアフリーの推進における役割

「心のバリアフリー」の取り組みの推進においては、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、国、地方公共団体、施設設置管理者、住民のそれぞれについて、担っていくべき基本的な役割として、国、地方公共団体、施設設置管理者においては、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて心のバリアフリーを推進することに努めることが、また、住民においては、高齢者や障がい者等の移動等円滑化や施設利用を実現することの必要性について理解を深めよう努めなければならないこと、駐輪・駐車マナー、必要に応じた高齢者や障がい者の支援において積極的に努力することなどについて示されている。

心のバリアフリーの推進においては、これらの役割をそれぞれが理解し、協力して取り組みを進めていく必要がある。

#### 《ヘルプマーク・ヘルプカード》



援助や配慮を必要としていることが外見からは分からぬ人々が、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、援助を得やすくなるよう作成されたマークである。市では、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載するヘルプカードも配布している。ヘルプマークとヘルプカードの同時導入は三重県初。

※伊勢市障がい福祉課

#### 《伊勢市就労体験サポート事業》

就労経験や実習の機会の少ない障がいのある人が、企業等での仕事を体験することを通じて、一般就労に向けたチャレンジのきっかけを作るとともに、市内企業に対し、短期間の実習を受け入れることで、障がいのある人と共に働くことへのイメージづくりと障がいのある人への理解促進を目的に、短期間の職場実習を行える「伊勢市障がい者就労体験サポート事業」を実施している。

就労、職場での仕事を体験することを通じて、「企業」に対しては、障がいのある人への理解促進、「障がいのある人」に対しては、働くことへの理解を促進する。

※伊勢市障がい福祉課

### ■高齢者や障がい者等に対する理解と支援

高齢者や障がい者等を理解し、支援を行う活動を展開することで、心のバリアフリーに対する理解を深めていく。

#### 《障がい者サポーター制度》



これまで障がいについて知る機会がなく、障がいのある人と接する機会がなかった市民に、サポーターの活動を通して障がいへの理解を深めもらうことにより、障がいのある人への支援につなげる取り組みである。

定期的にサポーター研修会を開催し、希望があれば企業等への出前研修会も開催している。

また、子どもの頃から、正しい情報を知る・知識を身につけることで、伊勢市が推進している障がい者サポーターの「キッズ版」を養成する。障がいの特性や障がいのある人が困っていることを理解すること、また、差別や偏見の目を持たないことを学び、未来の担い手にならうことを目的としている。

市内小学校3~4年生を対象に希望校を訪問し、出前研修会を開催している。

※伊勢市障がい福祉課

#### 《キッズサポーター》



#### 《認知症サポーター制度》



認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する人を増す取り組みである。認知症になつても安心して暮らせるまちづくりのために「認知症サポーター養成講座」を開催している。また、認知症の人やその家族、地域住民、専門職など、だれもが集える場として「認知症カフェ」が開催されている。

※伊勢市高齢者支援課

#### 《障がい者スポーツの推進》



障がいの有無に関わらず多くの方が楽しめる「ボッチャ」を通じて、参加者の交流を図るとともに、生涯スポーツとしての認知度を向上させる。

また、障がい者スポーツ体験会を開催し、スポーツを通じて交流を図り、障がい者の社会参加の拡大につなげていく。

※伊勢市スポーツ課

### 《人権学習の取り組み》



「伊勢市人権教育施策本方針」に基づき、人権が尊重される、差別のない社会を一日も早く実現するよう、人権施策を推進している。

※伊勢市人権政策課

### ■多様な情報伝達

多様な情報伝達方法に対する理解を深め、誰もが安心して生活できる共生のまちづくりを進めていく。

#### 《手話の普及》



「手話は言語である」という認識に基づき、手話についての理解を深め、手話を使って安心して暮らすことができ、全ての人々が、お互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することができるまちを目指し、平成27年10月7日、「伊勢市手話言語条例」を制定。手話の理解及び普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築を目指している。

- 手話体験講座
- 手話体験教室(小・中学校向け、保育士対象)
- 手話教室・手話研修(市職員対象)
- 手話奉仕員養成講座
- 市広報での啓発
- 市ホームページへの手話動画掲載
- 手話啓発のリーフレット・手話ノート・チラシ・ポスターの作成

【「手話がひろがるまち伊勢」啓発ポスター】

※伊勢市障がい福祉課

#### 《避難所運営研修会》



大規模災害が発生したとき、外国人住民の支援を円滑に行うために、より適切な避難所のあり方を学ぶ。

また、各避難所に設置している外国人用避難所キットの使い方のレクチャーを行っている。

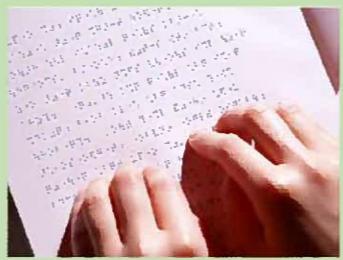
※伊勢市市民交流課

## (2) 各関係団体における取り組み

バリアフリーについての理解を高めるとともに、推進していくための啓発・教育活動として、伊勢市社会福祉協議会において、以下の取り組みを行っている。

## 《福祉体験学習の開催》

すべての人に配慮したまちづくり、ものづくりなどを行う考え方を学ぶ福祉の話(ユニバーサルデザイン)を軸に、各種体験学習を実施している。市内の全小中高校、専門学校、企業等において毎年開催している。



【点字学習（点字・点訳授業）】



【車いす体験及び介助体験】



【高齢者疑似体験及び介助体験】【視覚障がい者体験及び介助体験】

※伊勢市社会福祉協議会

## (3) 民間事業者による取り組み【事例】

民間事業者においても、高齢者、障がい者等とのコミュニケーションの円滑化など、心のバリアフリーに関する、以下のような取り組みを行っている。

## 《金融機関による取り組み》



補助犬同伴可



筆談対応窓口



【簡易筆談器】



【振動呼出器】

高齢者や障がいのある来訪客が、安心して利用できる快適な店舗づくりをめざし、窓口対応をはじめ、以下のような取り組みを行っている。



【コミュニケーションボード】

※百五銀行

また、高齢者・障がい者団体に対するヒアリング結果から、各関係団体におけるこれまでに実施した心のバリアフリーの理解の増進に向けての取り組みは、以下のとおりである。

表：各関係団体における取り組み事例

肢体・身体障がい者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体メンバーによる体験学習</li> <li>・精神障がい者、肢体障がい者の子どもとの交流会</li> <li>・エクササイズ(フライングディスクなど)</li> </ul>
聴覚障がい者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニなどにおけるサインボードの作成と配布</li> <li>・商業施設における手話を知つもらうためのビラ配り</li> </ul>
知的障がい者父母の団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体メンバーでの余暇活動の促進</li> <li>・障がい者本人の声は上げにくいので、県や全国など声をあげられる所へ伝えていく</li> </ul>

## 【5】その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進

本市は、国内外からの観光客が多いことから、住民だけでなく観光客にも配慮した施策を進めしていく。



## 【6】移動等円滑化促進方針の評価

### 1. 計画の期間

本マスタープランの期間は、2035年度(令和17年度)とし、おおむね15年間の計画とする。

バリアフリー法第24条の3により、おおむね5年ごとに促進地区におけるバリアフリー化に関する措置の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じてバリアフリーマスターplanを変更するものとされている。

本市の基本的な施策の指針である、第3次伊勢市総合計画の計画期間は、中期が2025年度(令和7年度)、長期が2029年度(令和11年度)となっており、また本市の全体的な都市づくりの方針である伊勢市都市マスタープラン全体構想Ver.3.0の目標年次は2033年(令和15年)となっている。

また、第63回神宮式年遷宮が2033年(令和15年)に予定されており、その前後を含む3年間は、特に移動需要が高まることから、本マスタープランにおいては、2035年度(令和17年度)を目標年次とし、総合計画や都市マスタープランの計画期間を踏まえ、おおむね5年ごとに評価を実施し、必要があると認めるとときは、本マスタープランの見直しを行う。

年度	第3次総合計画	都市マスター プラン全体構想	バリアフリ ーマスターplan (本計画)	その他
2020			策定	
2021	前期計画期間・完了			国民体育大会(三重とこわか国体) 全国障がい者スポーツ大会(三重とこわか大会)
2022				5年間
2023				
2024				
2025	中期計画期間・完了		評価	
2026				お木曳行事
2027				リニア中央新幹線(東京一名古屋間) 開通予定
2028				
2029	長期計画期間・完了			
2030			評価	
2031				
2032				
2033		目標年次		第63回神宮式年遷宮
2034				
2035			目標年次	

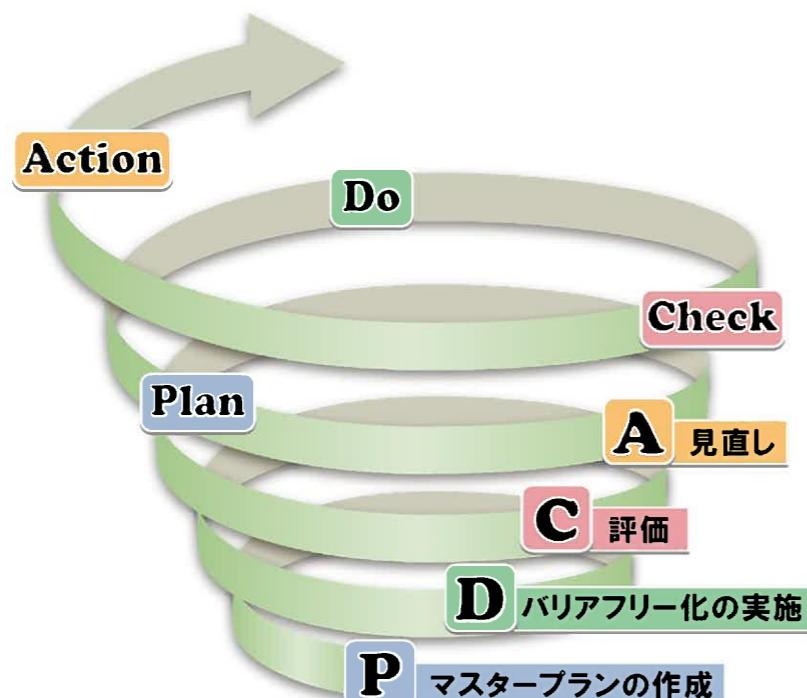
## 2. 移動等円滑化促進方針の評価

本マスターplanで定められた基本理念や取り組み方針等を踏まえ、今後策定を検討していくバリアフリー基本構想の中で位置付ける事業や、前述のソフト事業等を推進していく。これらを着実に進めていくためには、理念計画に基づいた取り組みの進捗状況を確認し、当事者参画のもと、継続的に協議・検討・推進していくことが重要である。

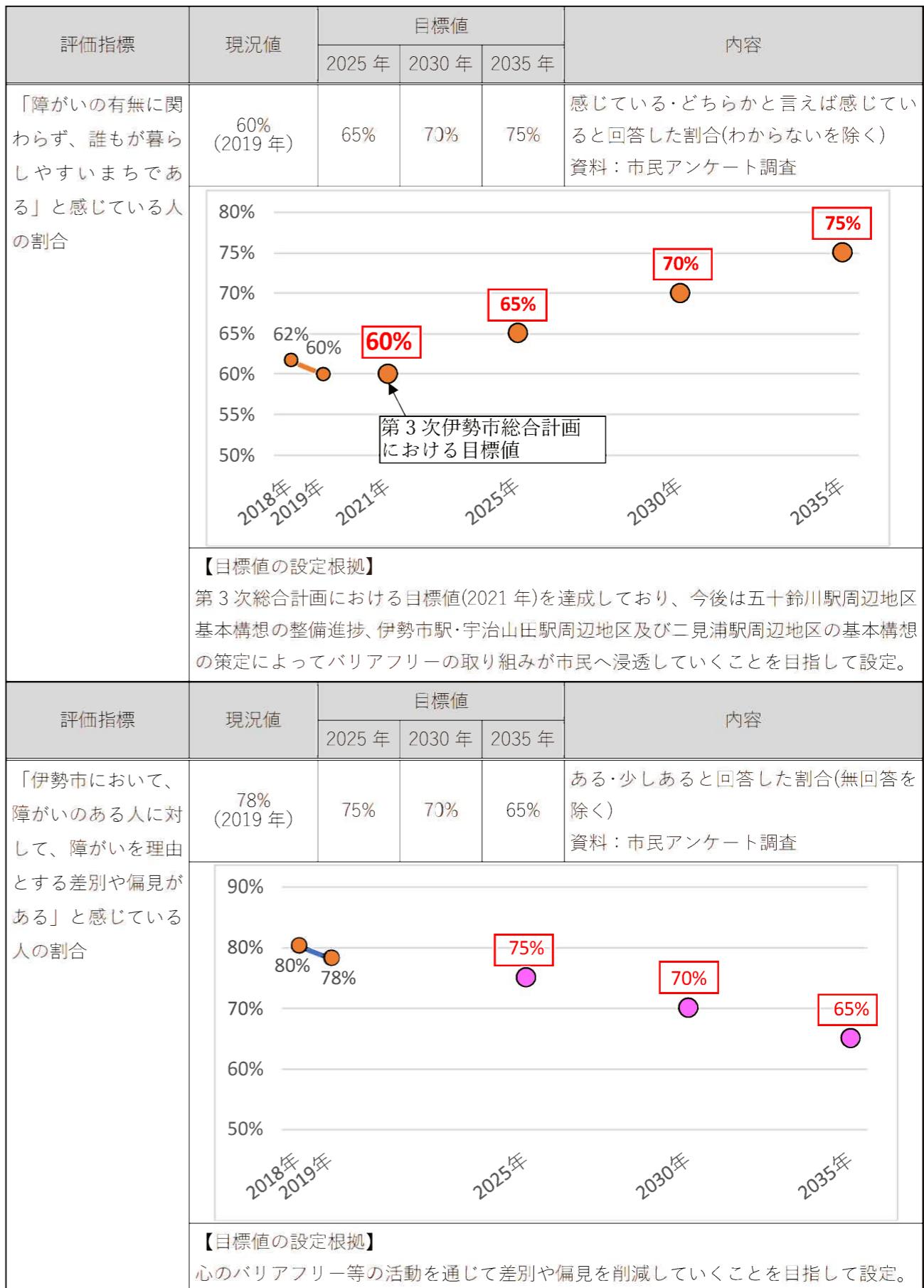
バリアフリーに関する取り組みに対して、「計画」(plan)→「実行」(Do)→「評価」(Check)→「見直し」(Act)を繰り返す「PDCA サイクル」の考え方に基づいて、本市において進行管理を実施し、広く市民等への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していく。本マスターplanで、「計画」(plan)を策定し、この計画に基づいて、基本構想策定と特定事業の実施による「実行」(Do)を行うこととする。

より良いバリアフリー社会を実現するには、高齢者や障がい者等の当事者の視点をバリアフリーの取り組みに活かしていくことが必要である。バリアフリー社会の実現の状況を確認するために、市民アンケート(毎年実施)の障がい者・高齢者に関する項目を評価指標として確認する。

また、5年ごとの見直しの際には、関係者団体や施設設置管理者にバリアフリーに関する最近の取り組みや、事業実施状況、関係者団体についてはバリアフリーに関する満足度や感じている課題などについてのアンケートやヒアリングを実施し、そこで得られた当事者視点からの意見を踏まえた上で課題把握や対応策を検討し、必要に応じて計画内容へと反映していくことを目指す。



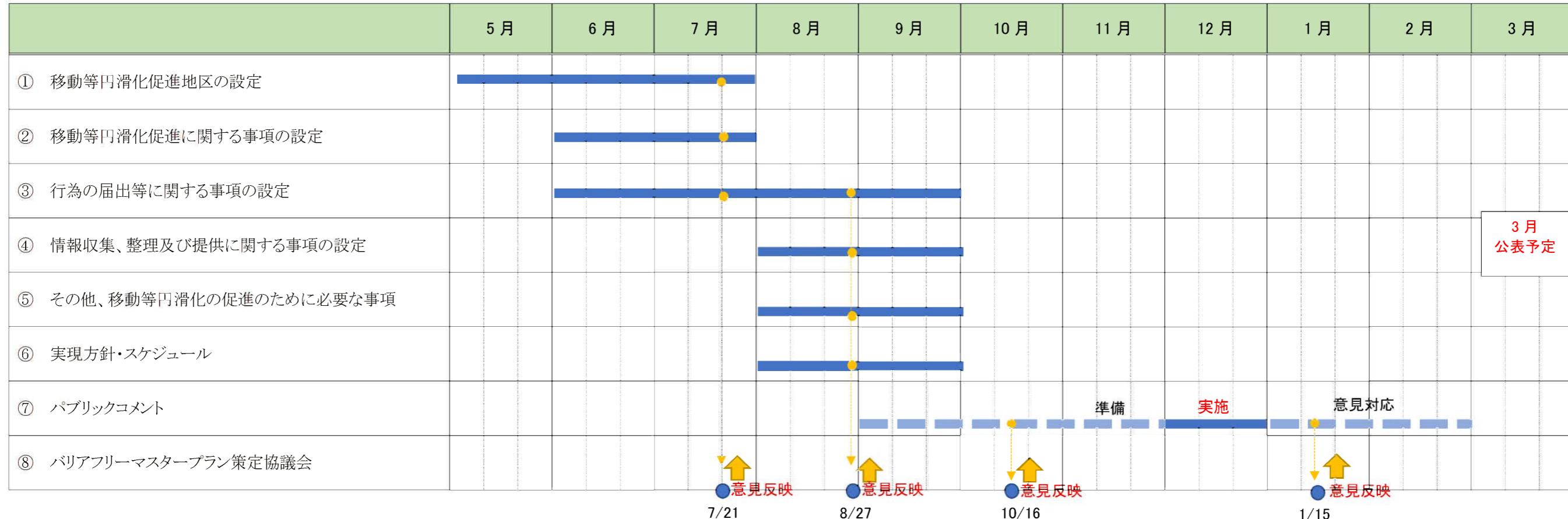
« PDCAサイクル図 »



## 【7】今後のスケジュールについて

今回の協議会では、「移動等円滑化促進地区の設定」「移動等円滑化促進に関する事項」「行為の届出等に関する事項」について、前回頂いたご意見を受けて修正した案を示すとともに、新たに「情報収集、整理及び提供に関する事項」「その他、移動等円滑化促進のために必要な事項(心のバリアフリーの推進など)」「実現方針・スケジュール」について示した。

次回は、今回頂いたご意見を受けて修正した案について議論し、案をとりまとめていただき、下記のスケジュールでパブリックコメント等を実施する予定である。



### 第4回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和2年7月21日(火)午後1時30分～)

- ・移動等円滑化促進地区の設定
- ・移動等円滑化促進に関する事項
- ・行為の届出等に関する事項のたたき台

### 第6回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和2年10月16日(金)午後1時30分～)

- ・案のまとめ
- ・パブリックコメント実施事前説明

### 第5回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和2年8月27日(木)午後1時30分～)

- ・移動等円滑化促進地区に関する事項
- ・行為の届出等に関する事項
- ・情報の収集、整理及び提供に関する事項
- ・関係者の理解の増進及び実施に関する協力の確保に関する事項
- ・その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進
- ・移動等円滑化促進方針の評価に関する事項
- ・スケジュール

### 第7回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和3年1月15日(金)午後1時30分～)

- ・パブリックコメント結果報告
- ・案の確定